

中山間地域振興対策特別委員会会議録

平成23年1月28日

場 所 第5委員会室

平成23年1月28日(金曜日)

午前10時02分開会

会議に付した案件

○概要説明

県民政策部

本県の鳥獣害対策について

○協議事項

1. 宮崎県中山間地域振興条例(仮称)案について
2. 委員会報告書骨子(案)について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員(10人)

委員	長	宮原義久
委員		緒嶋雅晃
委員		押川修一郎
委員		河野安幸
委員		黒木正一
委員		田口雄二
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		坂口博美
委員		岩下斌彦

欠席委員(2名)

副委員	長	前屋敷恵美
委員		黒木覚市

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

県民政策部

県民政策部長 山下健次

県民政策部次長 江上仁訓
(県民生活担当)

部参事兼総合政策課長 永山英也

中山間・地域政策課長 山内武則

環境森林部

自然環境課長 森房光

森林整備課長 河野憲二

山村・木材振興課長 徳永三夫

農政水産部

営農支援課長 井上裕一

消費安全企画監 工藤明也

事務局職員出席者

政策調査課長 日高正憲

政策調査課主査 松崎勝一

議事課主査 前田陽一

○宮原委員長 ただいまから、中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

まずは、本日の日程についてであります。お手元に配付の日程案をごらんください。3の概要説明では、県民政策部等の3つの部から、各部連携のもとに取り組んでいる本県の鳥獣対策について御説明いただくことにしております。

次に、4の委員協議についてでございますが、本日は、これまで協議を重ねてまいりました条例案の決定や、委員会報告書骨子(案)等について御協議いただきたいと思います。

本日は、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本日は、県民政策部、環境森林部、農政水産部においていただきました。それでは、説明をよろしくお願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部、関係部の各課が参っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本県の鳥獣被害対策について、現状や今後の課題等を報告申し上げます。詳細につきましては、環境森林部、農政水産部を含めまして関係課長から説明させていただきます。

私からは以上でございます。

○山内中山間・地域政策課長 それでは、早速説明をさせていただきます。委員会資料1ページをお願いいたします。本県の鳥獣被害対策についてであります。

まず、1の鳥獣被害の現状についてであります。近年、野生鳥獣による農林作物等への被害は全国的に広がりを見せておきまして、本県におきましても、平成21年度における被害額は2億9,000万余りと、年々増加している状況であります。(1)の表には過去5年間の被害額をまとめておりますけれども、平成17年度と21年度を比較しますと、被害全体で約1億5,000万から2億9,000万と1.9倍、特にシカにつきましては、約3,000万から1億1,000万と約3.7倍に増加するなど、被害が拡大している状況であります。各作物ごとの被害状況、野生鳥獣の生息数及び捕獲数につきましては、過去3カ年の状況を各所管課のほうから報告をいたします。

○井上営農支援課長 続きまして、(2)の農作物の被害状況につきまして営農支援から説明させていただきます。6ページをお開きいただきたいと思います。

1の獣種別被害状況の推移についてですが、平成21年度の獣種別被害金額につきましては、イノシシの被害が最も多く約9,368万円、次にシカが約6,886万円、猿が約3,195万円、合計で約2億3,902万円と、年々増加しております。また、カラスや野ウサギ、タヌキ等その他の鳥獣によります被害が約4,451万円となっております。

次に、2の作物別被害状況ですが、野菜の被害額が約7,740万円と最も多く、右のグラフにありますとおり、全体の約32%を占めております。以下、水稻25%、果樹と飼料作物がそれぞれ15%となっております。被害額が大きい野菜につきましては、ナス、トマト、キュウリでの被害が多くなっております。

続きまして、3の地域別被害状況ですが、西臼杵地域の被害金額が約9,071万円と最も多く、東臼杵、西諸県など中山間地域におきまして被害が多い傾向となっております。いずれの地域におきましても、イノシシによる被害が最も多く、地域別に見ますと、北諸県、西諸県地域では飼料作物、中部、児湯地域では野菜、南那珂地域では果樹の被害が目立っております。

続きまして、その下の写真についてでありますけれども、左側の写真につきましては、猿による大根の被害ということで、大根の首のところをちぎられたような形になっております。その右側がシカによるユズの被害でありまして、皮がはがれている状況となっております。

農政水産部といたしましては、今後、関係部局、市町村と連携しながら、地域住民が一体と

なって被害対策に取り組む集落の育成を図りますとともに、集落ぐるみの被害防止活動に対しまして、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用しまして支援を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○河野森林整備課長 森林整備課のほうからは、人工林の被害状況について説明をさせていただきます。

資料の7ページをごらんください。上の表は、平成19年度から21年度までの3カ年間の被害を、イノシシ、シカ別の被害面積と被害額を地域ごとに示したものであります。表の右側、21年度が一番下の合計の欄をごらんください。イノシシの被害額が5万円であるのに対しまして、シカの被害額が3,800万円となっております、人工林の被害のほとんどはシカによるものとなっております。

左下の棒グラフは、3カ年間の被害額の推移をあらわしたものでありますが、20年度に5,500万円と前年度の2倍近くまで急増しましたが、21年度は3,800万円と減少しております。

右下の円グラフは、地域別の被害発生割合を示したのですが、東白杵管内が全体の58%と最も多く、次いで西諸管内が33%となっております、シカの生息密度の高い2つの地域に被害が集中をしております。

めくっていただきまして8ページをごらんください。被害の状況の写真を載せておりますが、左上がシカの角こすりによって剥皮被害を受けたヒノキでございます。こうなりますと、枯れないまでも、製材用の原木としての価値はなくなってしまいます。右上と左下にそれぞれ食害の写真を載せておりますが、植えたばかりの幼齢木の新芽、幹が食害を受けた状況です。先端部分が食べられてしまいますと上に向けて真っ

すぐな成長ができなくなりますので、結果として盆栽のような形状になってしまいまして、製材用の原木としての価値が期待できなくなります。そこで、右下の写真にありますように、生息密度が高く、被害の多い地域に植える場合には、シカから守るための防護ネットが欠かせない施設となっております。設置延長はここ3年間で約1.4倍に伸びておりまして、21年度は247キロメートルの設置に対して支援を行っております。

森林整備課からは以上でございます。

○徳永山村・木材振興課長 それでは、シイタケ等の特用林産物の被害状況について御説明をさせていただきます。9ページをごらんください。

1の獣種別被害状況の推移であります、これは過去3年間の猿、シカ、イノシシの被害状況を示しております。近年の傾向といたしまして、猿、イノシシによる被害は若干減少傾向にありますが、シカにつきまして、生息数の増加に伴いまして被害額が増加しております。このため、被害額全体も、平成19年が1,442万7,000円に対しまして、平成21年が1,536万1,000円と、若干増加をしております。

状況であります、猿の被害が多いのが、椎葉村、高千穂町、西米良村ということのようです。最近、猿の被害が落ちている理由といたしましては、猿が移動をしております、主要作物であるシイタケのところに、ここ2～3年余り近づいていないということではないかという地元の話のようです。シカにつきましては、延岡市の北川町、美郷町でシキミ、これは沖縄を中心に出荷しているんですが、シキミの新芽を食べるといふ被害が増加しておるようです。

次に、2の作物別の被害状況であります、

主な被害作物は、シイタケ、タケノコ、シキミとなっておりまして、右の円グラフにありますように、シイタケの被害が54%を占めております。

また、3の地域別被害でございますが、シイタケやタケノコ等の生産の多い県北地域に集中しておりまして、西臼杵、東臼杵を合わせますと全体の93%になっております。

下の写真は、左のほうがシカによる食害、シイタケそのものを食べるというものでございます。それから、イノシシは、食べることもするんですが、このようにほだ木を倒すという被害が多いようです。それから、写真にはございませんが、猿につきましては、余り食べずに、ちぎって遊ぶという状況のようです。なぜちぎって遊ぶかという原因はわかりませんが、それによる被害があるようです。

この対策といたしまして、県といたしまして、侵入防止ネット等について支援をしております。現在、生産者からの要望に対しては100%こたえているというふうに思っております。以上でございます。

○森自然環境課長 それでは、おめくりいただきまして10ページをお願いいたします。野生鳥獣の生息数及び捕獲数について御説明をいたします。

初めに、(1)のシカの推定生息数の推移でございます。グラフにありますように、平成19年度までは4万頭から5万頭という値で推移しておりました。平成20年度におきまして約7万7,000頭と急増したことから、平成21年度にシカの適正管理計画というものを策定いたしまして、その計画に基づいて、個体数調整を目的とする捕獲を行いました結果、平成21年度は約6万8,000頭まで減少していると推定しております。

また、その下の地図にありますように、県北地区あるいは県西地区などシカの生息密度が高い地域を、シカ捕獲促進地域として指定しております。狩猟期間の1カ月の延長あるいは有害捕獲の取り組みを支援するシカ捕獲促進事業などを実施しているところでございます。

次に、右ページの(2)の猿の推定生息数でございます。猿の生息数につきましては、県内を3つのブロックに分けて、現地調査あるいは地元からの聞き取りなどを踏まえまして、群れ数と生息数を推計しているところでございます。表にありますように、平成19年度に県央地区、平成20年度に県北地区、平成21年度は県南地区を調査しました結果を踏まえまして、表の下のほうに記載しておりますが、県全体の猿の生息数は98群れの約5,000頭と推定しております。

次に、(3)のイノシシの生息数でございます。イノシシにつきましては、全国的に調査方法が確立しておりませんで、生息数の把握が困難になっておりますが、県下全域で被害が確認されておりますし、その被害額も年々増加しておりますので、それに応じてイノシシの生息数も増加しているものと推測しているところでございます。

次に、(4)の主な鳥獣の捕獲頭数の推移についてでございます。グラフにありますように、平成21年度の捕獲頭数は、一番上の赤線のシカが2万176頭、その下の紺色のイノシシが8,228頭、一番下の猿が1,022頭となっております。シカの捕獲頭数が平成21年度大幅にふえておりますが、これは先ほど生息数の推移で御説明いたしましたように、平成20年度にシカが7万7,000頭と増加しましたことから、平成21年8月に、今後5年間で、シカの生息数を半数程度の3万8,000頭まで減少させることを内容とします日

本ジカ適正管理計画を策定しまして、この計画に基づいて、1万2,500頭の特別捕獲を本県で初めて実施したことによるものでございます。今後も、市町村や猟友会等の関係機関と連携いたしまして、有害鳥獣の適正な捕獲促進に努めてまいりたいと考えております。

自然環境課からは以上でございます。

○山内中山間・地域政策課長 続きまして、資料2ページに戻っていただきたいと思っております。鳥獣被害対策緊急プロジェクトの進捗状況及びその成果についてであります。

(1)の推進体制の整備でありますけれども、本年度より、県の重点施策であります中山間地域対策の4本目の柱として鳥獣被害対策を掲げますとともに、県民政策部、環境森林部、農政水産部が中心となりまして、鳥獣被害対策緊急プロジェクトを開始したところであります。

まず、体制としまして、昨年5月に、副知事をトップとした鳥獣被害対策特命チームを、10月までには、西臼杵支庁、各農林振興局長をトップに地域鳥獣被害対策特命チームを設置したところであります。また、このプロジェクト推進のための技術のかなめとして、鳥獣被害対策研究の第一人者を本県の鳥獣被害対策スペシャリストとして招聘しておりまして、対策全般にわたる技術的助言を仰ぎ、現地指導や人材育成に御尽力をいただいているところであります。

次に、(2)のプロジェクト推進の基本的な考え方でありますが、今回のプロジェクトでは、集落でのえづけの進行、無自覚のえさ増産、無自覚の人なれの進行が被害激化の根本原因であるとの新たな視点に立ちまして、鳥獣被害対策の考え方の浸透・定着を進め、鳥獣を寄せつけない地域力の向上を目指して対策を進めているところであります。

3ページにお移りいただきたいんですが、括弧囲みの重点推進事項につきましては、昨年7月に策定をいたしました鳥獣被害対策緊急プロジェクト推進計画に掲げたものでありますけれども、①としまして、地域が一体となって取り組む被害防止対策、②としまして、被害状況に応じた捕獲対策、③としまして、中長期的視点に立った生息環境対策、を3つの柱としまして、地域住民、関係機関一体となった総合的な対策を推進しているところであります。

次に、(3)の主な活動経過につきましては、本庁段階、各地域段階における特命チームの設置を初めといたしまして、地域住民、農林業者を対象としました講演会・研修会の開催や現地指導の実施、また、技術指導者の育成、狩猟者の確保に係る活動を展開しているところであります。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思っております。(4)これまでのプロジェクトの成果をまとめているところであります。

①としまして、各地域において、市町村、農協、森林組合、農林振興局などそれぞれの機関が、被害対策に取り組む集落や住民からの相談に対応し、必要があればスペシャリストの指導が仰げる、あるいは対策に必要な技術、情報がそれぞれの地域、機関で蓄積されていく、そのような体制を特命チームとして整備されたものと考えております。

②でありますけれども、一部のモデル集落においては、既に防護さくの設置技術が向上しまして集落環境が改善するなど、早速被害の減少が見受けられる事例があるほか、自分たちで何とかしようという機運が盛り上がっているとの報告があるなど、このプロジェクトの成果が始めているというふうに考えております。

③ですけれども、シカ・猿対策指導捕獲員を中心に、被害軽減効果の高い集落周辺でのわなによる捕獲が促進されるとともに、防除・捕獲技術の伝承が行われ始めたと考えているところでもあります。

④としまして、野生鳥獣にとって冬場のえさ源ともなっております林道の緑化のり面につきまして、植生マットと金網を組み合わせた新たな緑化工法の試験施工を行っているところでもありますけれども、シカの侵入を防ぎ、食害を防止する効果が検証されたところでもあります。

次に、(5)の今後の取り組みでございますけれども、①ですが、地域住民を対象としました集落リーダーの育成や、②の鳥獣被害対策の成功事例を創出することによりまして、他の地域への波及に努めますとともに、そのための体制整備といたしまして、③の専門的な知識・技術を有する技術指導者の育成を強化してまいりたいと考えております。

最後に、5ページの今後の課題及び対応についてであります。

まず、(1)の鳥獣被害対策の基本的な考え方の浸透・定着を進めることが最も重要だというふうに考えております。点的な対応にとどまらず、面的に全県的な課題として、鳥獣被害対策への県民の理解と新たな考え方の浸透・定着に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の適切な捕獲でございますけれども、可能な限り、集落周辺に定着し、農作物等を加害する個体を捕獲するなど、被害軽減効果の高い捕獲を推進していく必要があると思っております、そういった適切な捕獲を推進してまいりたいと考えております。

次に、(3)の中長期的視点に立った多様な森づくりの推進でありますけれども、森林におい

て野生鳥獣が生息しやすい環境を確保していくことは、生物多様性の保全を進める観点からも重要なことでもありますので、多種多層の構造を持つ森林に誘導するなど、多様な生息環境を持つ森づくりを推進していくことが必要であると考えているところであります。

最後に、(4)の獣肉等の利活用につきましては、獣肉等の処理にかかわる食品衛生上の課題、利用する際の安定供給、生産コストなどの課題がありますけれども、地域資源の一つとして地域活性化に活用する観点から、これらの諸課題について研究していく必要があると考えております。

鳥獣被害対策につきましては、多くの住民、多くの関係者の主体的な取り組みが重要であります。今後とも、関係部局と連携をとりましてこのプロジェクトを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたらお願いいたします。

○緒嶋委員 西臼杵では、今、中山間地での悩みというのは、有害鳥獣対策をどうするかというのが、それぞれの人が一番悩んでいるわけです。特に被害というのは、農作物の場合は一夜にしてやられるわけです。田んぼにイノシシが入ったら、一晩のうちに1反歩ぐらいべらっとやられる。野菜でも同じであります。そうなりますと生産意欲も停滞するし、私はこの数字以上に被害の実態は高いと思います。どういう基礎的なものでこの数字を出されたかというのをちょっと聞きたいんです。

○井上営農支援課長 被害調査につきましては、各市町村で調査をしていただきまして、それぞ

れの市町村から数字を上げていただくことになっております。

○緒嶋委員 市町村がどういう形で積算したかというの、私も疑問があるんですけど、すべてを完全に把握した数字じゃないと思うんです。町村も、調査するだけでも相当な人員も要るし、積算の計算の仕方もいろいろあると思うので、これは最小限の金額じゃないかという思いがするんですけども、皆さんは、これは適正な金額というふうに思っておられますか。

○工藤消費安全企画監 市町村からの御報告ということでございますが、主には有害捕獲の申請をベースにした被害額が挙がっております。そのほか、JAとか集落の代表者からの聞き取り、あるいは共済の支払いの実績、そういういろんな要素を考慮して市町村からまとめられております。ただ、西臼杵のほうの被害も大きゅうございますが、西臼杵では、集落でのアンケート調査とか、現場に聞き取りあたりを十分されているようなことも伺っておりますので、そういうことで、委員がおっしゃいますように数字がある程度きっちり上がってきているのではないかと。ほかの地域におきましても、総合的な、踏み込んだ集落のアンケート等をベースにした数字も踏まえた上で、被害額を取りまとめをしていただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 私が実際そこに住んでおって、届けなかったという人もかなりおるわけです。そういうことから言うと、見方によっては最小限の被害、実態はまだ多いという認識のもとに対策を立てなければ、減少しましたという数字も出てくるわけですけども、本当にそうかというような、現地に住んでおればそういう懸念もありますので、確実な数字をつかむということ

から対策を立てなければならぬと思いますので、今後ともそういう点は十分留意していただきたいと思っております。

今、高齢化の中で今後どういう対策ができるかと。猟銃を実際持っておる人も、それを廃止する人も出てきております。今後はわなを中心に、箱わな、くくりわな、いろいろありますが、そういうものをいかに多くするか。それならば一定の場所に設置しておけばいいんですけども、イノシシ、シカにしても、人間だけではなく犬の問題もあり、そういう連携。そして、集団で行動しなければ一人では捕獲はできません。射殺もできません。そういうことになると、設置する箱わなとかそういうものをいかにふやすかと。その支援もやっておられますが、免許を取るのが苦痛になっておるとい人が多い。これは委員会でも申しますけれども、大して難しい試験ではないと言いつつも、受けるほうからすれば、そういうものを設置したいという思いで、高齢化の中でもやむを得ず試験を受けるんですけど、一回落ちれば、もう試験はやめたということになると、被害防止にマイナスになるということも幾つも出てきているわけですね、私たちが聞くと。研修を受けて試験を受けるということだけど、研修を受けたらそれで許可をやっていいんじゃないかというのが皆さん方の意見でもあるし、他県に行った場合、そういうことをする県もあるということも聞いておるんです。法律の問題もあるんですけども、できるだけ簡便なことで試験に合格するような手法も考えるべきだと思うんです。これは生きるか死ぬかというか、中山間地を守れるか守れないかということまで来ておるわけです。西臼杵で9,000万円、これは一つの特産品の、高千穂の夏秋キュウリの金額と同じぐらいの金額になる

わけです。それだけ毎年マイナスに働いておるわけです。そうなりますと、地域を守るためにどういう知恵を出すかという視点で物事を考えていかなければ、今後、高齢化がますます高くなる中では対策の立てようがないんじゃないか。放置耕作地がますますふえる。そうすると、集落的な営農そのものの体系も壊れてしまうという気がしてなるのですけれども、今後そういうものを含めての対策をどう考えておられるか、お伺いします。

○森自然環境課長 委員おっしゃるように、狩猟免許の保有者数は年々徐々に減ってきております。現在6,300人余りです。ここ3年間は横ばい状況でございますけれども、3年に一度の免許の更新の時期に、3年ごとに法改正されたときの大量更新というのがございますけれども、その際に約500人ずつぐらいおやめになる。これは高齢のためということもございます。そういうこともございまして、講習会を開催して事前に勉強会をしていただくという行為もしておりますし、去年まで3会場で試験を実施しておりましたけれども、平成22年度から、高千穂をプラスということで4会場で実施しております。現在のところ、休日開催も宮崎でやっておりまして、去年と比較しますと60名ほど多い240名が合格されております。さらに、あさってなんですけれども、1月30日（日）に宮崎市で、わなに特化した試験を実施するように手配をしております。ただ、委員おっしゃったような、講習会を受けたことが、即わなの免許につながるということについては、私ども今、調査・研究させていただきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 それと、これだけ有害鳥獣の被害があれば、特区的な意味を含めて、狩猟期間で

はなく年間捕獲させていいんじゃないかという意見もかなり強いんです。適正な数字と申すけど、これは何を基本に適正な数にすると言われるわけですか。適正な数に持っていくと。何を基準に適正な数と言われるのか、そこ辺を知りたいんです。

○森自然環境課長 適正な管理というのが、シカの場合、保護地域には1キロ平方メートル当たり5頭、それから、農林業分野でコントロールすべきところは1キロ平方メートル当たり2頭ということで、それが適正な数値というふうになっております。それで県下全域を計算してみますと、シカの場合、約1万頭が適正数となつてございまして、今、6万8,000頭ですので、約7分の1に落とさなければいけないということもございます。それを一遍に落とすというのは非常に苦しいということで、先ほども御説明させていただきましたように、平成21年度にシカの適正管理計画というのを策定いたしまして、ここ5年間で半数程度、3万8,000頭ぐらいまでに抑えようということで今計画しているところでございます。

○緒嶋委員 シカの場合は、わなというよりも、鉄砲で捕獲しなければなかなかとれんのかなと思うんですけど、そのあたりの実態はどういう形でとれているわけですか。

○森自然環境課長 わなと銃猟との比較というのは今、手元に持ってきておりませんが、シカ・猿捕獲指導員の方を46名ほど県下全域に配置させていただいているんですが、12月末現在、これはわなだけで捕獲されているんですが、46名で1,000頭余りを捕獲されております。したがって、今後、中山間地域は高齢化していきますので、わなによる捕獲というのが、危険性も少ないということで主流になっていくので

はないかと。そういうことで、今のところ、わなの免許、わなの設置の支援を中心に考えていきたいと思っております。

○緒嶋委員 わななら、年間狩猟させても人的な危険も伴わないわけですね。6万8,000頭を1万頭にするためには、どうすれば減るかということを考えれば、繁殖期間はやめさせるということがあるから繁殖がふえるわけだから、年間を通して狩猟させれば捕獲数がふえるということは明確であるので、そのあたりのことを知恵を出すべきだと思うんですけど、これはなかなか難しいわけですか。法律的なものもあるわけですか。

○森自然環境課長 狩猟期間というのは定められておりまして、最大限繰り上げしまして3月15日というふうになってございます。そのほかにも、有害鳥獣の捕獲というのは市町村に権限移譲させていただいておりますので、年間を通じて有害捕獲については対応できるようになっております。また、平成22年度から、有害捕獲の期間を、シカ、イノシシ、すべてなんですけど、今まで30日というふうに区切っていたんですが、これを90日に延長いたしました。それから、捕獲の頭数につきましても無制限、とれるだけとっていいですよということに条例改正しておりますので、それで対応していただければというふうに思っております。

○緒嶋委員 そういう点では、市町村との連携を図りながら、市町村の首長さんでその許可は出せるように今なっておるわけですので、そこあたりをすれば、結果として1年じゅう捕獲は可能なわけですね、やり方次第では。そこ辺も含めんと、狩猟する人は、なかなか許可がおりないという認識を持っている人もかなりおるので、そのあたりは、県のほうで市町村との連携

を深めながら、適正な数字に持っていく努力の指導を県がやらんと、実際、確実に頭数が6万8,000頭おるかどうかというのも、戸籍があるわけじゃないからわからんわけです。そうなれば、相当努力しなければ、今言われたとおり、ヒノキなんか特に被害が大きいわけですので、徹底してやると。そして、4県で今やっておられますが、隣県との協調をやることによって特にシカは減らすことができるわけですので、今後、積極的に広域的な捕獲体制の充実・強化を図っていくべきだと思います。

それと、今、電気牧さくがイノシシの被害防止に相当役立っておるんですけど、これはまだ完全ではないし、その管理がうまくいっていないんです。草か木が電牧にさわっていると放電の関係で電気が通らなくなる。手でさわっただけでもショックがあるわけですが、管理がうまくいっていないので、イノシシが一回覚えてたら、学習したら、電気が通っても通過するようなどころも中には出てきておるわけです。そういう意味では、管理状況の徹底もやらんと、設置したものが有効に生かされていないということもあるんで、そこ辺を含めて、これはそれぞれの農家というか、設置しておる人の責任でもあるわけですが、そういうことも徹底しなければ、習慣で覚えたイノシシは無理してでも入るようになるわけです。そういうことの心配もありますので、特に井上さんなんかはそういうことを当然言われるわけですけども、もうちょっとそういう徹底も図るべきではないかなという気がしますので、そういう指導もあわせてお願いしておきたいと思っております。

○井上営農支援課長 委員おっしゃるとおりでありまして、鳥獣被害対策というのはまさに鳥獣との知恵比べであります。学習されて突破さ

れることもありますので、鳥獣がどういう動きをするか、基本的なところをしっかりと農家がマスターして、その上で対策をとるということが大事なことだというふうに思っております。そういうこともありまして、委員も御承知だと思いますが、今、県のほうで鳥獣被害スペシャリストをお願いしております。前、国の試験場におられました井上雅央さんという方なんですけれども、その方に、県内各地でいろんな学習会、研修会をやっていただきまして、今言いました基本的な、例えば今お話にありましたさくを設置の仕方についても研修をしていただいているところです。先日、私も行きましたけど、西諸県でもありまして、ちょうどそのとき、農家が、自分で電気牧さくをつくられて、これでいいのかという話がございました。先生のほうで見ていただいて、ここはおかしい、ここはつけ方が逆だ、これだったら漏電して危ないんじゃないか、これだったらすぐ突破される、そういう話もありまして、農家はその研修を受けて非常によかったということをおっしゃっておられました。我々としては、こういう研修会を県内各地でさらに進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○黒木正一委員 猟期の問題ですけれども、あしたから猟が始まるというときまではイノシシの群れとかよく見るんですけれども、猟が始まった途端に見なくなるんですね。これは気のせいかもしれませんけれども、やっぱり現場のいろんな声を聞いていただいて猟期というものを考えてもらうとありがたいなと思っています。

それから、ある林業者の方から、植林したときに、木に薬品でもふりかけて動物が近寄らない、そういったものを開発できないだろうかということで話があるんですけれども、そういう

面の研究とかされているところはあるんでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 例えば忌避剤みたいなお話だろうと思ってるんですけども、さっきお話に出ました井上さんの研究所に持ち込まれるというお話もあるようです。ただ、現実的には、効果は長続きしないというふうに結果としてはあるようです。一時的に効くように見えるのは、周辺の環境が変わる、動物は非常に警戒心が強いと言われてるようでして、状況が変わったことによって一時的に近寄らないということもあるようです。もちろんいろんな形で今後も被害を減らす研究は必要だというふうに考えておりまして、今のところ林業技術センターと、忌避剤についての研究ではないんですけれども、防護さくについての研究を、先生の指導のもとに始めているところであります。以上です。

○黒木正一委員 奥山に入ってみると、ほとんどの植物がシカに食べられて、残っているのを調べると、アケビとかが唯一あるぐらいです。どういう物質が含まれているかわかりませんが、こういうものを利用した自然のもので対策ができないかなと思うんです。林業者の方は、3年ぐらい効果があるようなものをつくってほしいと。例えば、今、木を切って、植林して、網で囲むわけですね。そうすると山菜類とかいろんな植物が生えてくるんですけど、動物が入らないようにしてしまうものですから、えさ場をなくすわけです。そうすると違うところに行かざるを得ないということで、きれいな言葉ですけど、共存するためには山にえさ場もつくらんといかんし、新植して網で囲むというのが本当にいいのかなと思うこともあるものですから、そういったものをあわせた研究も必要じゃない

かというふうに思います。

それから、銃の問題ですけれども、5年後ぐらいには猟友会の会員が半分になると会長さんも言っております。銃刀法の改正で厳しくなったということがあるんですが、性能のいい空気銃があるらしいんですけど、それは銃刀法ではある程度緩やかなのではないかと思うんです。ただ、価格が非常に高いという話も聞きます。農業後継者、林業後継者すべてに持たせるというのも問題があると思いますけれども、持ちたい人は容易にそういうものが持てるような仕組みも考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、えづけに成功しているからだという井上先生の話でありますけれども、今、果樹園の放棄地とかあちこちにあります。逆に、えづけする場所を利用して囲い込むというような捕獲方法も考えていく必要があるのではないかと思います。今、指導して歩いておられますけど、そういう中でそういう取り組みというのはされているのでしょうか。

○森自然環境課長 大量捕獲というのは、今、九州森林管理署のほうで、一体的な囲い込みをしていこうという計画があるというふうにお聞きしておりますけれども、県内での計画というのは今のところ持ってございません。

○黒木正一委員 そういうことも一つの方法として現場と一緒にあって取り組んでいくと良いのではないかというふうに思います。以上です。

○坂口委員 緒嶋委員が言われたように、僕らのところも、ほかのところはけた違いの被害ですけど、届けない人は結構いるんです。だから、もっと大きい金額かなというのは実感としてするんです。そしてアンケートの仕方。今いろいろ聞かせていただいているほどなと思いながら、

参考までに教えてほしい部分ですけど、わなの箱とくくりですね、これの捕獲頭数の中のシカとシシの頭数はわかりますか。

○森自然環境課長 済みません、今のところ手元にデータを持ってきておりません。

○坂口委員 大まかにでも。僕らが地元で聞く範囲では、箱わなあたりはシシが多いのかなという感じがするんですけど、そこらもわかりませんか。

○森自然環境課長 シカ・猿対策捕獲指導員が今、1,007頭とっておるんですけども、その中ではくくりわなのほうが多い。箱わなの設置が少なかったというのもあるんだろうと思うんです。

○坂口委員 獣別で、くくりわなでシカ、シシの割合と、箱わなでシカ、シシの割合はどちらが。聞いている範囲では割とシシのほうが多いかなという気がしたものですから。今知りたいことは、特に箱わなの場合はどういうえさを仕掛けているのかなと。シカ用のえさ、シシ用のえさ、そこらの使い分けがどうかということと、くくりわなも、足くくりから胴くくりあたりまでの高さの問題。それから、捕獲した後の換金なんかを考えるとシシに走りやすいかなという感じがするんです。どちらでも捕獲すればそれだけの見返りというか、汗に見合うだけの価値がありますよというぐあい、そこらをバランスとりながら、せっかくやるならシシもシカも同時にねらわせるような方法がとれないかなと、そこがちょっと気になっていたものだから、これはもう話で。もし対応ができれば、そこらまで考えていただければということ。

○森自然環境課長 シカ・猿対策捕獲指導員でもくくりわなと箱わなで捕獲しているわけですけども、1,007頭のシカがとれまして、そのほ

かに235頭のイノシシがとれているという報告をいただいています。おっしゃるように、せっかくかけるわけなので、くくりわなでありましたら両方かかる可能性があるわけですので、その辺の注意も引き続き続けていきたいと思っております。

○田口委員 私の住んでいる延岡も、近くにイノシシ害やシカの害も出ておりますし、家の近所にもシカのふんが転がっているのを見たりしております。特にうちのほうでは最近は何ホンカモシカがよく出てきて、カメラを構えている人もいっぱいおまして、商業高校の近くですけれども、変なスポットになったりしています。そんな中、先ほど捕獲頭数が出ておりましたが、シカ、イノシシ、猿、これの補助制度、1頭当たり幾らというのがありますけど、まずそれを教えていただけますか。

○森自然環境課長 シカにつきましては、有害捕獲をしていただくに当たりまして1頭8,000円、これは市町村と連携して支援しております。猿とイノシシにつきましては、県のほうでの支援はございません。ただ、単独で支援されている市町村はございます。

○田口委員 イノシシは1キロ幾らとかで売ったりしていますから、猟師としては魅力のある獲物かなと思います。2万何頭とったシカの捕獲後はどういうふうになっていますか。猿と。

○森自然環境課長 猿につきましては、狩猟鳥獣とは指定されておられませんので、有害捕獲しかございません。シカにつきましては、捕獲された方が必要な処理をされまして、例えば肉をとられるとか、皮をとられるという行為もあると思いますけれども、それをとった後は、穴を掘って埋めていただくか、自宅に持ち帰っていただく適正に処理していただくということに

なっております。

○田口委員 その2万頭はどう処理されたというデータは特にないわけですね。

○森自然環境課長 特にございません。

○田口委員 今、北川町あたりでは、シカ肉を使って道の駅で調理したものを出そうとしておりますし、隣の大分県では、シカとかイノシシを使った、イノシシラーメンというのも出ておまして、猟師さんがとるには、何か魅力が別にあればもっと積極的になれると思うんですけども、販路拡大とか調理法でどうのということも考えているのか。例えば都会では、ジビエといいましたか、獣料理店が、たしか宮崎の人で有名な方もいらしゃいましたけど、ある意味では、際物を食べるのが好きな人もおりますから、そういう販路拡大に努めている部分はあるんでしょうか。

○工藤消費安全企画監 シカ肉につきましては、販売の面で課題があるというふうに聞いておりますが、委員がおっしゃいましたように、北川町では、シカ肉を使った日本料理とかフランス料理とか、いわゆるジビエの試食会を開催されております。新聞にも載っておりました。それをいかに面的に広げていくかということを考えて場合に、衛生管理をちゃんとした施設で処理して、地元の関係者と協議をして、メニューの開発とか販売を今後研究していく必要があるのかなというふうに考えております。日之影では先般、シカ肉を使ったハンバーガーということで取り組みもされています。そういう取り組みが今、県北のほうでは行われておりますが、シカについては、その辺をもう少し研究していく必要があるのかなというふうに考えております。

なお、農水省のほうで、今後、食肉加工のマニュアルを策定するという事も伺っています。

それは食品衛生上の問題でのマニュアルというふうに聞いていますが、いずれにしても、流通販売まで広げていくことが最終的には必要になってきます。九州各県はそういう施設がございますので、また勉強させていただきたいというふうに考えております。

○**田口委員** 最後に、シカとイノシシ、これだけ数をとっています、口蹄疫検査というのはされているんですか。

○**井上営農支援課長** 先般発生しました口蹄疫につきましては、イノシシ、シカが近づくとということで、危険性があるんじゃないかということがございました。口蹄疫が発生しているときにつきましては、できるだけ近づけないように、あるいは近づいても大丈夫なようにということで、牛舎の周りに石灰を振るなり、近づかないように忌避剤なり、ネットを張るということを指導してまいりました。そういったところだったんですが、今般、国に対しまして、そういうことも踏まえまして、今後の口蹄疫対策の中で、鳥獣が近づかないようにという視点での支援ができないかということをお県として要望しまして、鳥獣被害対策の補助事業の中で、例えば牛舎の近辺、畜産農家が多いような集落の周辺をネットで覆う、そういうものについても支援の対象にするという国の事業ですけれども、そういったことは国のほうでも考えていただいているようです。

○**田口委員** この2万頭とか、イノシシ8,000頭をとったというのは、特に口蹄疫の検査はしていないということですね。

○**森自然環境課長** 21年度に捕獲したものでございますので、特にそこについては検査しておりません。

○**田口委員** 今年度とっている、口蹄疫発生後

のものは調べているんですか。

○**森自然環境課長** それについても特に検査はしておりません。ただ、口蹄疫が発生している間で、不審死をしたシカとイノシシについては別途検査をした次第でございます。

○**宮原委員長** ほかにございませんか。

○**河野哲也委員** プロジェクト推進の中で、鳥獣を寄せつけない地域力の向上ということで、具体的に4ページに、モデル集落における取り組みの推進で成功事例があるということで先ほど説明がありましたが、場所も含めて具体的に説明いただくとありがたい。

○**工藤消費安全企画監** モデル集落につきましては、それぞれ支庁・振興局段階で現在選定並びに実際の活動をされております。一番進んでおりますのは西臼杵でございます、現在、集落数で3つ、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、それぞれ1集落ずつモデル集落に選定しまして、井上スペシャリストに来ていただいて、現地の体制づくり、集落点検、あるいはわなの設置の仕方、そういうふうな現地の勉強会を積極的にされております。また、児湯地域におきましては、西都市と木城町でそれぞれ1地区ずつモデル集落を選定しておりまして、2地区と。中部地区では綾町のほうで集落がございます。現在、6つのモデル集落がございます。南那珂、北諸、西諸につきましては、現在選定中ということでございます。早急にモデル集落を選定して具体的な取り組みを進めたいというふうに考えております。

○**河野哲也委員** 先ほど緒嶋委員の西臼杵の被害ということで、6ページの地域別の被害では西臼杵は被害総額が大きいんですが、7ページの野生鳥獣の人工林の被害で、20年度と21年度を比べると、西臼杵は被害額が大きく減ってい

るんですが、これは先ほどのモデル地域での成果とかそういうのとの関係があるんでしょうか。

○河野森林整備課長 これはシカによる被害が減ったことが原因であります、直接これだけ減った理由はよくわかりませんが、これまでシカネットを西臼杵のほうも熱心に取り組んでいただいたということもございますので、その成果がこういうふうにしてあらわれているのかなという気はしております。

○河野哲也委員 先ほどの特別捕獲で1万2,500頭の減というのは、特に西臼杵に集中させたということもあるんでしょうか。

○森自然環境課長 特に西臼杵に集中したことではございません。県下全域でとっております。

○押川委員 イノシシとかシカはある程度出ましたけど、猿の推定生息数、19年、20年、21年ということで、県央、県北、県南で98群の約5,000頭ということでありまして、猿というのは動かないんですか。

○森自然環境課長 雌を中心に群れをつくって移動していくということで、先ほども戸籍の話がありましたけれども、県央にいる猿の群れが県南に移動するというのも十分考えられます。したがって、その年度も、県央地区で調査したものが県南地区でもう一度カウントされているということも十分考えられております。したがって、はっきりわからないということなんです、合わせますと98群、5,000頭というふうに推定しているところでございます。

○押川委員 鳥獣の捕獲頭数で、21年度で1,022ということでありまして、捕獲は今、有害捕獲のみということでありまして、徐々に捕獲数はふえてきていますけれども、猿の生息数ほどのような状況になっていますか。とった数よりふ

えているんじゃないかという気がするんですけども、そこあたりの関連と、市町村でとれている数がわかればその数も教えてください。

ちょっと見たけど、それは載っていません。

○森自然環境課長 平成19年度から21年度までの動きですけれども、平成19年度が4,500全体では持っております、平成21年になりますと5,000から5,500というふうに考えております。したがって、その中くらいをとりまして5,000頭というふうに考えてございます。

それから、市町村別の捕獲頭数ですけど、ちょっとお待ちください。平成20年度で、串間市が96頭、日南市が38頭、順不同で申しわけありませんが、都城市が66頭、宮崎市が219頭、西都市が123頭、延岡市が63頭、多いところではそういうところになっております。

○押川委員 有害捕獲で、猿は撃ちにくいという狩猟の方が相当いらっしゃるわけなんです。ずっと上がってきているということは、市町村が猿1頭に対して2万とか3万とか補助をしているということによって上がってきているのか、そういう関係はどうなんでしょうか。狩猟班から、猿が出たという報告を受けたときには、そこに猿はいないという報告を我々はよく聞くんですけど、年々猿の捕獲もされているという状況から見ると、その因果関係はどうなのかと。

○森自然環境課長 確かに市町村単位で御支援をいただいております。例えば西米良村は、猿1頭当たり4万円を捕獲に対して御支援されています。高千穂町が3万円、あとは、美郷町ですとか、川南町ですとか、2万円のところが何町村かございます。全部で18市町村が5,000円から4万円の支援をされているような状況でございます。県といたしましても、猿捕獲の有害捕獲班をつくって、被害の多い市町村に捕獲班を

設けておりました、その捕獲についての一部支援をさせていただいております。猿につきましては群れで行動する性質を持ってしまして、1頭、2頭捕獲しますと群れが分裂しまして、さらにその被害が地域に広がるということも言われておりますので、その辺、先ほどからプロジェクトでも言っておりますように、集落に寄せつけない、奥山に追い込んでいくというような行為も今後必要じゃないかというふうに思っているところでございます。

○押川委員 猿は、わなは無理だろうというふうに思うんですけど、有害鳥獣だけの捕獲になってくると、高齢になって所有者が少なくなってくれば、自然と有害鳥獣は多くなってくると思うんです。猿を含めてシカ、イノシシをどうするかということを経本的に、今やっぺいらっしやいますけれども、早目に対策を打っていかないと、狩猟免許を破棄される方が高齢化の中で出てくれば、例えばJAとか森林組合とかある程度の団体のところに免許を取っていただく。なぜかという、身分がはっきりしているところの人たちに狩猟免許を取っていただいて、現場に近いところで捕獲をしてもらおうとやりやすいんじゃないかと思ひますし、県も、狩猟免許が取れるようにあるいは保持できるような形の中で今後進めていってもらわないと、恐らく有害鳥獣というのはどんどんふえてくるだろうと思うんです。わなだけではなかなか難しいのかなという気がしますから、あわせてそこらあたりも今後対策をお願いしておきたいというふうに思ひます。

○宮原委員長 要望ということですから、願ひします。

○高橋委員 私も猿の関係で2～3お尋ねします。先ほど捕獲頭数が日南は38頭ということ

報告がありました。推定生息数が一番多いようですが、幸島の猿は入っていないんですね。それで、南郷町の榎原というところが昨年からポンカンの被害が多いということで、報告も来ていると思うんですけど、回っていますと、うるさいラジオの音があるんです。すごく大きいスピーカーを設置されているんだと思うんですが、夜明けとともに日暮れまでされているみたいで、住民にとっては迷惑な話で、あれで効果があるものなんですか、猿対策に。追っ払い

○森自然環境課長 幸島の猿は入ってございませぬ。音の話なんですけれども、先ほどもお話がありましたように、野生鳥獣というのは、見なれないものとか聞きなれないものに対しては最初、拒否反応を示すみたいなんですけれども、通常、音がずっと鳴り響いている、人も寄ってこない、犬も追いかけてこないということになりますと、当然猿は常時出てくる。なれといひますか、そういったものがあるというふうに聞ひておひます。

○高橋委員 冷静に考えてみると、そのことでほかの農作物に結局は行くわけですね。撲滅はできないわけで、共存せにゃいかんわけです。そこで、5ページの中長期視点に立った多様な森づくりということであるわけなんですけれども、何十年後に共存できる森づくりを目指すんだよということを示しておかないと。もしお答えできるのであれば、中長期視点というのはわかるんですけど、何十年後ぐらいに期待できるんでしょうか。

○河野森林整備課長 いつまでということを開かれるとなかなか答えは難しいんですけど、やはり森林が生息地でございませぬので、森林地域内でえさ場をつくってあげることは非常に大

事かなと思っております。特に人工林がこれだけ進んだ地域では、きちんと間伐を徹底して、光が林内に入って、下層植生、緑が茂っている状態をつくってあげるのが大事ですので、強度の間伐を繰り返しながら緑化をする。また、広葉樹が入り込んでこないと実やえさがなくなりますので、そういった観点に配慮しながら多様な森づくりを進めていくことが大事です。私も、針広混交林化を進めましょうとか、クヌギを中心に実のなる広葉樹を植えましょうとか、そういったことを今進めておりますので、多様な森づくりと言っていますけれども、引き続きそういった指導を続けていきたいと。これぐらいしか申し上げられません。

○岩下委員 シカの話が出て、南那珂のほうは、今、都井岬に1頭しかシカが入っていないんですけど、そういった意味で、シカの環境に南那珂は合わないということでしょうか。大変ありがたいことなんです。こんな大変な被害を受けているのに南那珂のほうは入っていないということは、どんな原因なのでしょう。ちょっと原因を聞かせてください。

○森自然環境課長 私どももはっきり原因はわからないところなんですけれども、大きな要素としましては、九州自動車道がバリアになって移動していないというふうになっています。したがって、九州自動車道のトンネル部分は陸地がつながっていますので、そのトンネル部分に積極的にさくをつくろうと、森林管理局のほうと連携しながらやろうというふうに計画をしているところでございます。

○岩下委員 シカの被害がないというのは大変ありがたいんですけど、その分、猿の被害が結構あるんですけれども、今後ともシカが侵入しないようによろしく願います。

○押川委員 新燃岳の件ですけれども、県民政策部がいらっしゃいますから、お願いをしておきたいと思います。西都市、児湯管内でもけさ相当な灰がおりております。ハウスあるいは露地野菜等々にも相当な被害が出てくると思いますので、鳥インフルエンザとあわせて、降灰対策もぜひ県民政策部が中心となって、各部との連携の中で一緒にいろんな形での協議を、そして対応を急いでいただきますようお願いしておきたいと思います。

○宮原委員長 今、押川委員からありましたように、県下ほぼ灰が降っている状況であります。桜島、それから別の地域でも、火山の噴火があったときに、農業に対するいろんな被害が出ているわけです。そういったものに対して、国なり県としての補償なり、いろんな関係を国のほうとも協議していただくなり、どういう制度があるのかというのを各JAなりいろんなところに伝達をしていかないと、連絡がなかなか来ないという苦情が、それぞれ議員に入ってきているようです。一番中心になれるのは総合政策課長だと思いますが、そのあたりを各関係機関と連携をとっていただきますようお願いをしておきたいと思います。

それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆様御苦労さまでした。暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午前11時23分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

協議事項(1)の条例案についてであります。資料1をごらんください。条例案を決定していただく前に、まず、当委員会の中山間地域についての考え方を決定していただきたいと思いま

す。この条例において、「中山間地域」とは、いわゆる地域振興5法に指定された地域及び「これらに類する地域として規則で定める区域」であることにつきましては、前回の委員会で決定しております。「これらに類する地域」につきましては、規則で知事に区域指定を委任するものでありますので、ここで当委員会の考え方について決定しておく必要があります。

そこで、当委員会の総意といたしまして、「これらに類する地域」を、その下に記載しました3つの理由から、農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域としたいと考えているところでございます。理由につきましては、以下のとおりであります。

①、地域振興5法の指定地域だけでは、都市部の条件的に厳しい地域を包含できないと判断されること。

②、中山間地域対策は幅広い分野にまたがり、施策ごとに振興が必要な地域が必ずしも同一とはならない現状を考慮すると、地域は広目に設定せざるを得ないこと。

③、農林統計上の中間・山間農業地域という指標以外に、明確な根拠や客観的な設定条件を見出せないこと。

それでは、皆様の御意見をここで伺いたいと思います。

○高橋委員 今の理由の①の「都市部の条件的に厳しい地域を包含できない」というのはちょっと意味がわからないんです。都市部の中に含まれる中山間地域があるから、都市部のそういうところが包含できないという意味でしょうか。

○宮原委員長 場所でいうと、前に折田代地区に行かせてもらいましたが、そういうところを外してしまうということになります。

それでは、ないようですので、お諮りさせて

いただきますが、「これらに類する地域」というのは、農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域とすることを、当委員会の総意として決定してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議ないようですので、それでは、そのように決定をいたします。

次に、資料2をごらんください。前回御決定いただきました要綱案を条文形式に直したものでございます。また、条文に係る趣旨につきましては、正副委員長案としてあわせて記載をしております。

まず、「前文」と「目的」でございますが、要綱案から大きな変更はございません。条文の解釈等において御説明が必要なところを中心に進めてまいります。

次に、右側に移っていただき、定義の趣旨をごらんください。2つ目の白丸でございますが、先ほど御決定いただいたとおり、「これらに類する地域」に対する当委員会の総意を示しております。

1枚めくっていただいて、左側は基本方針、県の責務でございますが、これにつきましても、要綱案のとおりでございます。

右に移っていただいて、市町村の役割の趣旨のところをごらんください。この条例は、中山間地域の振興に関する条例でありますので、中山間地域をその区域に含む市町村の役割を定めております。ただし、2つ目の白丸のとおり、中山間地域の振興は県全体で取り組んでいくことが必要であるため、中山間地域の振興施策等を推進するに当たっては、中山間地域を含まない市町村の支援・協力を得ながら取り組んでいくことになるとの解釈を示したところでございます。

次に、そのページの一番下の振興計画のところをごらんください。趣旨の2つ目の白丸に記しましたが、計画には、目指すべき姿、施策の方向性及び目標値を記載してもらうことにしたらどうかと考えております。また、記載はしていませんでしたが、報告につきましては、計画に基づいて実施した主な施策の実施状況や成果について、県民政策部を所管する常任委員会に対し、決算のある9月定例会で行うこととしたらどうかとも考えております。

3枚目をごらんください。調査及び研究、推進体制の整備、財政上の措置につきましても、前回決定いただいた要綱案のとおりでございます。

最後の附則でございますが、この条例の施行日は、公布の日としております。

説明が必要と考えております事項につきましては以上でございます。

それでは、全体を通しまして皆様の御意見はございませんか。

○緒嶋委員 定義の中で、こういうことは常識なのかな。離島振興法とか、この順序ですよ。資料2の定義の中で、これは法律が制定された順というふうに普通はなるわけですか。宮崎の場合、離島といっても幾つもないのが一番先に来るといふ流れが。こういうのは何か決まりがあるのかなと。

○日高政策調査課長 今、委員がおっしゃいましたように、基本的には法律の制定順に並べることになると思います。確かに、それぞれの法律で指定された地域につきましては、大小は出てまいりますが規定の仕方は制定順というふうに考えております。

○緒嶋委員 順序が後か先かというのはないけど、見方として、鹿児島県みたいのところなら

別だが、離島と言われたら、島浦と、人が住んでおるところはどこかな、築島と2つぐらい。これが一番先というのはどうかなという気がしたんだが、これで悪くはないけど、そういう一つの決まり事があればそれはそれでいいと思うんです。

○宮原委員長 法律の制定順でいくとこういうことになるんですけど、いかがなものでしょうか。

○緒嶋委員 対象とか多い順にいくとあれだけど、どこが先か後かということはないけど、離島をないがしろにするということじゃないけど、順序がこれでいいのかなと。宮崎県の地域性を考えた場合にどうかなという気がして。

○宮原委員長 暫時休憩をいたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

ただいま御意見もいただいたところですが、法律の制定された順番でということ、原案のとおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 そのほかございませんか。

それでは、ないようですので、条例案の内容について決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議なしとのことでありますので、そのように決定いたします。

ただいま内容が決まりましたところで、条例の題名を決めたいと思います。資料3をごらんください。他県の題名を掲載しております。委員の皆さんで何かよい考えがありますれば、お出しいただきたいと思っております。御意見をお願いいたします。

暫時休憩をさせていただきます。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

御意見がないようですが、題名は、これまでの「仮称」という部分を取りまして、「宮崎県中山間地域振興条例」とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、ただいま御決定いただきました条例案につきましては、2月定例会中に政策条例検討会議開催を求め、会期中に上程できるよう提出させていただきます。

次に、参考資料をごらんください。中山間地域の振興は、第一義的には市町村に担っていただく必要があります、また、市町村の役割についても規定しておりますので、正副委員長で協議し、市町村にのみ意見を伺ったところでございます。そこにお示ししたとおり、都城市と西米良村からのみ御意見をいただきました。意見につきましてはの考え方は、ただいまの決定事項等も踏まえ、記載のとおりになります。

次に、協議事項の(2)、委員会報告骨子(案)についてであります。資料4をごらんください。委員会報告書の骨子案を記載しております。

Ⅱ、調査活動の概要につきましては、当委員会の調査事項に基づきまして、1、本県の中山間地域の実態等について、2、都市部との格差を是正し、安心して住み続けられる環境づくりについて、3、地域を活性化させ、そこに住む意義や誇りを生み出す取り組みについての3項目を述べた上で、4、当委員会からの提言等で、

県への提言と、委員会での成果でもあります条例案の提案について述べたいと考えております。このように4つの章で構成し、それぞれごらんいただいておりますような項目に分けて記述することとしております。

Ⅲ、結びでは、当委員会の調査活動を総括し、成果である条例案策定までの活動経過や県への提言について、改めて記述したいと考えております。また、住民が誇りを持ち、地域の課題解決等にみずから取り組むことが重要であり、住民の自主的かつ主体的な取り組みこそが、集落の内発的な活力源であることを述べた上で、当委員会が策定した条例が、豊かで継続的な社会の実現に資することを期待したいとして、結びとしたいと考えております。

それでは、A3判の骨子案の詳細をごらんください。詳細につきましては、書記のほうから説明をさせていただきます。松崎書記、よろしくをお願いします。

○松崎書記 それでは、内容について御説明申し上げます。

ただいま委員長から全体の流れにつきまして御説明いただきましたので、まず、Ⅱのところの調査活動の概要の中の、1、本県の中山間地域の実態等についてから、4の当委員会からの提言等までの本論につきまして御説明申し上げます。

まず、1の本県の中山間地域の実態等についてでございますけれども、当委員会の調査項目でもあります中山間地域の実態に入る前に、当委員会が考えます中山間地域の考え方を明らかにした上で、報告を進めてまいりたいというふうに考えております。

(1)のところを見ていただきたいんですけども、県は、中山間地域を、「地域振興5法を

基本として、地理的条件に加え、生産・経済的条件が不利で各種振興が必要な地域」と定義しているところでございます。一方、当委員会の考え方としましては、先ほど協議で御決定いただきましたとおり、地域振興5法プラス農林統計上の中間・山間農業地域であると、明確に示したいと思っております。

次に、(2) 中山間地域の現状についてでございますけれども、人口減少と高齢化の現状ということで、若者から、子育て世代が非常に少ない現状ですとか、高齢者が多いということ、そして、特に、県内調査で高齢化率の高い市町村を訪問しましたがけれども、そういったところでは、20年後には今よりも4割程度も人口が減る見込みであること、そして、集落の人口が減少しておりまして、集落の機能自体も低下しているということを述べたいと考えています。また、森林や農地が荒廃して、特に非農家の耕作放棄地ですとか、不在村者の持つ森林がふえているということで、人の空洞化だけではなく、土地の空洞化も進んでいるということを述べたいと思っております。

(3) では、その要因について述べたいと思っております。括弧で囲いました、日常生活、医療、教育など、都市部との間にさまざまな地域間格差がありますこと、森林、農地の荒廃が進むことによって、想定を超える自然災害が発生していることなどを述べました上で、日之影町からお伺いしましたがけれども、あきらめとか不安感といった心までも過疎化・高齢化すること、つまり、心が折れてしまうというような状況、そういったものが過疎化に拍車をかけている一番の問題であるということに触れたいと考えております。

とは申しまして、中山間地域はさまざまな

多面的機能を有しておりまして、有用であるということも実態の側面でございますので、(4) では有用性について述べたいと思います。特に、条例の中の前文で強く示しました、人間の生存に不可欠な水、食料を供給し、低炭素社会の構築に重要な機能を担う地域であるということについて強調したいと思っております。

これらの状況を踏まえまして、まず、2の都市部との格差を是正し、住み続けられる環境づくりについてでありますけれども、これらを進めていくためには、(1) 都市部との格差是正に向けた取り組み、(2) 都市部との共生や理解を図る取り組み、(3) 地域をみんなで協働して支える取り組みが必要であるということ、それぞれの括弧の中に示しました県内調査や県外調査の事例を交えながら、述べたいと考えております。

また、3、地域を活性化させ、そこに住む意義や誇りを生み出す取り組みについてでございますけれども、そこにつきましては、中山間地域の活性化には雇用の確保ということが不可欠ということで、委員の皆さんの認識のもと、協議を進めてまいりましたので、まず、(1) の今後雇用創出が期待できる産業分野等について、重点的に当委員会では調査を行って、白丸のところを書きました、地域資源をフル活用した観光や交流、農産物の高付加価値化、新エネルギーの利活用等に取り組んでいくべきであるということ、県内調査の事例を交えながら述べたいと考えております。

(2) 集落の内発的な活力を向上させる取り組みですけれども、鳥取県に伺いまして、小さな自治体を目指して、全国で初めて集落丸ごとNPO法人化しておりました「新田むらづくり運営委員会」の事例ですとか、「中山間盛り上げ

隊」などの事例を交えながら、住民の自主的かつ主体的な地域づくりが、中山間地域の振興を図る上で特に重要であるということを書きたいと思っております。

最後に、4、当委員会からの提言等ですけれども、疲弊する中山間地域の現状を委員の方が、委員会として、中山間地域の方々に何かできることはないかさらに検討・模索して、そこに載せました3つの提言を行いたいと思います。その提言を推進していくため、そして、宮崎県民が一体となって中山間地域の振興に取り組んでいくためのよりどころが必要であると判断して、条例を策定したということを書きたいと考えているところでございます。

最後に、結びにつきましては、委員長が述べられましたように、条例の制定が、県民の豊かで継続的な社会の実現に資することを期待して結びたいと考えております。

全体としてはこのような書きぶりにしたいと思っております。説明は以上でございます。

○宮原委員長 ありがとうございます。説明は以上でございますが、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、特段御意見もありませんので、委員会報告書の案を作成してまいりたいと存じます。

なお、報告書そのものにつきましては、正副委員長に御一任をいただき、案ができ上がりましたら、印刷のスケジュールの関係で、個別に了解をいただくような形をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次回の委員会は、2月定例会中となりますが、

報告書につきましては、先ほどお話をしましたとおり、事前に皆様の御了解をいただくこととなります。でき上がりました報告書は、他の委員会の分と合冊して、2月定例会の最終日に議場で配付することとなりますので、御了承をお願いしたいと存じます。

次に、次回委員会についてでございます。2月定例会最終日に私が行います委員長報告の案について、これは報告書を要約したものになりますが、御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

最後に、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで終了したいと思います。

午前11時46分閉会